

地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、家庭類型(潜在)別児童数に各事業の予測利用率(希望率を精査した率)を乗じて算出しています。

■就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	単位	実績	推計				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業	か所	0	0	0	0	0	0
時間外保育事業	人	153	102	102	100	96	94
放課後児童健全育成事業							
小学1～3年生	人	200	169	160	157	154	154
小学4～6年生	人	101	93	92	86	85	80
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	人回	145	181	179	175	169	164
一時預かり事業							
幼稚園の預かり保育	人日	1,040	5,777	5,777	5,689	5,426	5,340
一時預かり (ファミサポの未就学児利用含む)	人日	558	1,127	1,120	1,099	1,055	1,032
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児のみ)	人日	0	0	0	0	0	0
病児保育事業(緊サポ含む)	人日	0	621	617	606	582	569
妊婦健康診査	人	143	125	130	130	135	135
乳児家庭全戸訪問事業	人	85	68	67	64	62	61
養育支援訪問事業	人	0	0	0	0	0	0



鶴田町 子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行日●平成27年3月
 発行者●鶴田町 町民生活課
 住 所●〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1
 T E L●0173-22-2111 F A X●0173-22-6007

概要版

鶴田町子ども・子育て支援事業計画



平成27年度～平成31年度

目次

- 子ども・子育て支援事業計画とはP 1
- 子ども・子育てに関する現状等P 2
- 子ども・子育て支援の対策P 3
- 子ども・子育て支援のニーズ量見込みP 6

平成27年3月
青森県 鶴田町



鶴田町マスコットキャラクター
つるりん

1

子ども・子育て支援事業計画とは

計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、3法の一つである「子ども・子育て支援法」では障がい、疾病、虐待、貧困により支援が必要な子どもやその家族をはじめ、すべての子どもとその家族に対する支援や援助、保護が身近な地域で行われ、子ども一人ひとりの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

鶴田町では平成27年3月からの新制度システムの移行に伴い、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、町内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「鶴田町子ども・子育て支援事業計画」を作成し、この計画をもとに質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施いたします。

計画期間

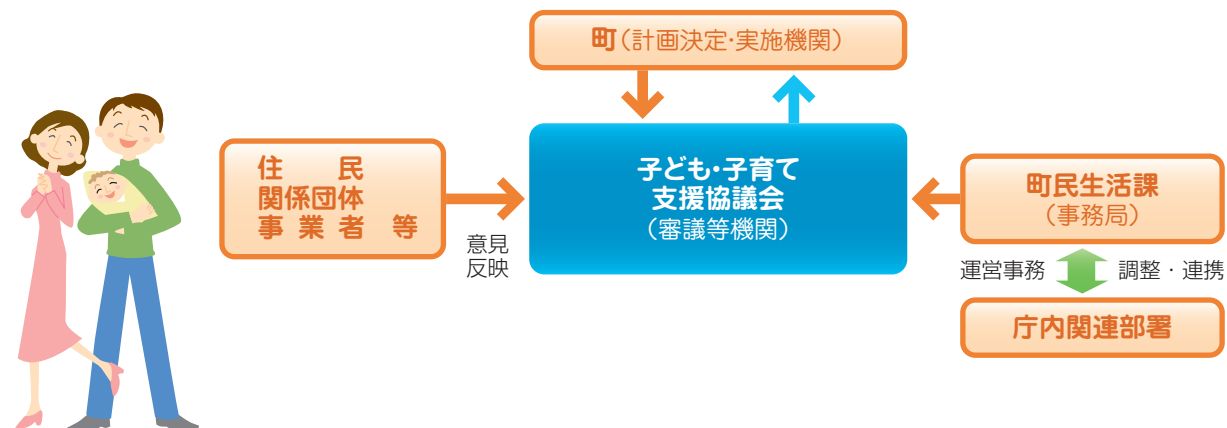
本計画の期間は、法律に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間とし、平成26年度に策定しました。

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
鶴田町次世代育成支援行動計画 (後期計画)					鶴田町子ども・子育て支援事業計画				



計画の策定体制と町民意見の反映

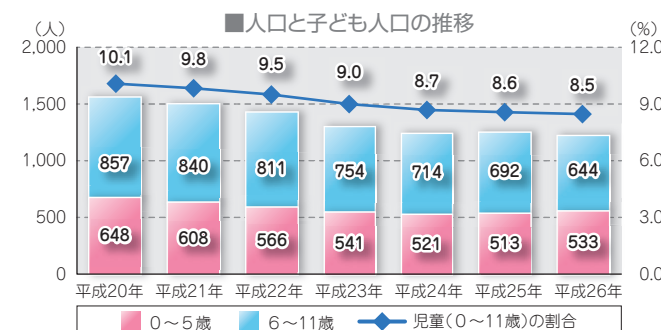
本計画の策定に向けては、子育てに関する地域活動団体をはじめ保護者・保育施設関係者、教育関係者などの委員で構成する「鶴田町子ども・子育て支援協議会」を設置し開催しました。委員からは計画に対する意見や提言とともに、様々な子ども・子育て支援対策の推進について必要な事項を協議し、その結果を計画書に反映しました。また、当町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査結果や、計画内容に関するパブリックコメントを行い、町民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、町民意見の反映に努めました。



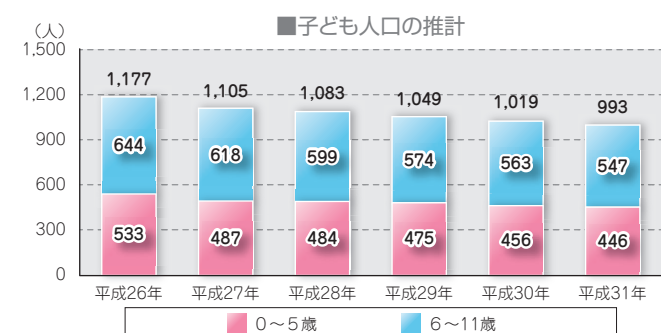
2

子ども・子育てに関する現状等

子ども人口の推移と推計



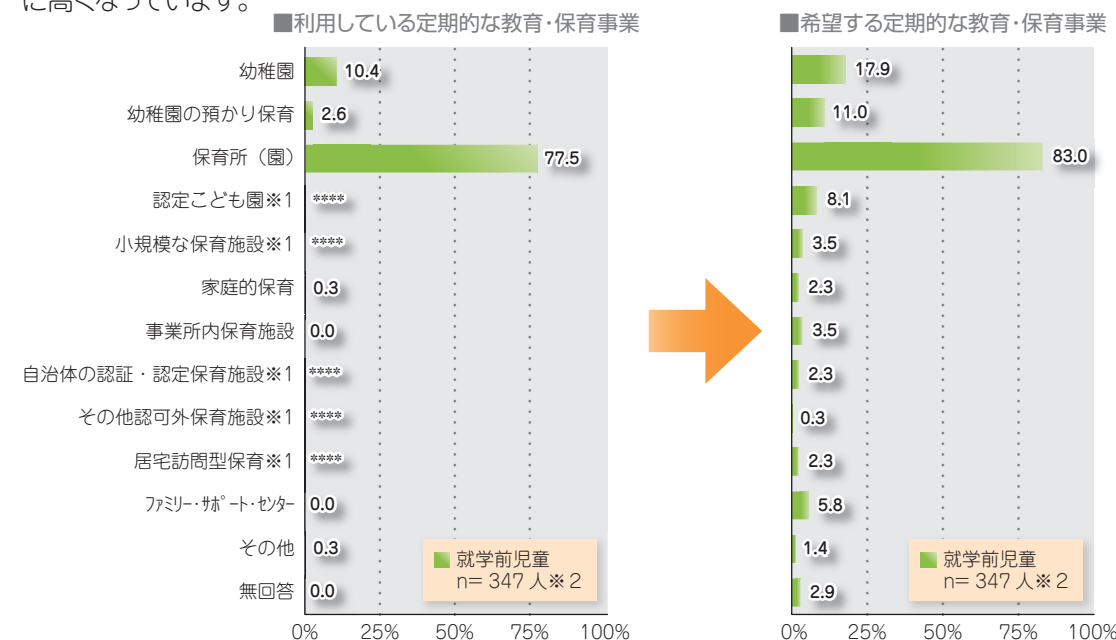
鶴田町の子ども人口(就学前児童および小学校児童)は、平成20年以降においても減少し続けています。総人口の減少数よりも多いことから総人口に対する児童(0～11歳)の割合は徐々に低下し、平成26年3月末時点で8.5%となっています。



子ども人口「0～5歳」では、平成26年の533人から平成31年には446人になると推計され87人(16.3%)の減少が予測されています。一方、「6～11歳」においても平成26年の644人から平成31年には547人と推計され97人(15.1%)の減少が予測されています。

調査結果からみた子ども・子育てに関するニーズ

定期的な教育・保育事業(全体)を利用している就学前児童は約9割あり、利用者の8割近くが「保育所(園)」を利用し、1割が「幼稚園」となっています。一方、今後の利用希望では「保育所(園)」と「幼稚園」がさらに高くなっています。



※1 「認定こども園」「小規模な保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」「その他認可外保育施設」「居宅訪問型保育」は、当町では実施していません。
 ※2 利用中の定期的な教育・保育事業の割合は、希望と同じ母数347人とししました。

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果(平成25年10月)



子ども・子育て支援の対策

(1) 教育・保育施設の充実



認定こども園

幼稚園と保育所の機能を持っており、両方の良さをあわせ持った県の認可を受けた施設で、地域における子育て支援の場としての機能もあります。保護者の就労状況にかかわらず入園でき、在籍していない子どもがいる家庭も、子育ての相談や親子の交流の場として利用することができます。

主な
確保の
方策

○私立保育所(園)2ヶ所が認定こども園となることから、教育・保育を一体的に提供できる施設が確保されることになります。

平成31年度までの整備

町内の私立認定こども園
2ヶ所で実施

幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できる施設です。なかには預かり保育を行っている園もあります。

主な
確保の
方策

○これまでの私立幼稚園1か所が、施設型給付対象の幼稚園となり、認可保育所(園)の2か所が認定こども園に移行するので、利用者のニーズに対する事業量を確保できます。

平成31年度までの整備

町内の施設型幼稚園
1ヶ所で実施

認可保育所(園)

保護者が就労や病気などの理由で家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

主な
確保の
方策

○これまでの私立保育所(園)4ヶ所、公立保育所1ヶ所が、私立保育所(園)4ヶ所となります。なお、公立保育所につきましては平成28年3月で廃止となりますが、利用者に対する事業量は十分確保できる状況です。

平成31年度までの整備

町内の
私立認可保育所(園)
4ヶ所で実施

地域型保育施設

- 小規模保育事業……国が定める基準に適合し、市町村の認可を受けた施設において、満3歳未満の子どもを、少人数(6~19名以下)単位で預かる事業です。
- 家庭的保育事業……保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。
- 事業所内保育事業……企業などが、主に従業員用に運営し、周辺に在住している子どもの受け入れも行う保育施設です。
- 居宅訪問型保育事業……保護者が何らかの理由により保育が困難になった場合、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などへの対応で、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

主な
確保の
方策

○今後の児童数の推移や需要の状況に応じて、対応を検討します。

(2) 地域の子育て支援の充実に向けた今後の方策



利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

主な
確保の
方策

○地域のなかで子育て家庭が孤立しないためにも利用者支援事業は必要であり、調査結果においても需要がみられることから、現在実施している各種相談業務の状況を把握し、子育て中の保育者や支援者が気軽に利用できるよう、事業実施を検討します。

平成31年度までの整備

子育て支援センター、
おしゃべりサロン「えくぼ」、
子ども広場で実施

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

主な
確保の
方策

○利用者が一部の方に限られていることから、町の広報等でも「子育て支援センター」を気軽に利用できる体制づくりに努めます。

平成31年度までの整備

町内の子育て支援センター
1ヶ所で実施

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

主な
確保の
方策

○今後も新生児・乳児訪問で1回は必ず保健師が家庭訪問を行います。その後、家庭訪問を希望される方及び必要に応じて訪問を継続します。また、お急ぎの相談があれば、電話での相談も受付します。

平成31年度までの整備

町保健師による実施

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

主な
確保の
方策

○乳児全員に対する家庭訪問を実施しており、そのなかで保健師や看護師と子育て家庭との信頼関係が深まっていることから、養育支援は確保できると考えます。

平成31年度までの整備

町保健師・看護師
による実施

子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

主な
確保の
方策

○今後の児童数の推移や需要の状況に応じて、近隣市町村と連携を図るなど対応を検討します。

平成31年度までの整備

需要状況から検討



子ども・子育て支援のニーズ量見込み

時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

主な確保の方策

○今後の児童数の推移や時間の拡大等の需要の状況によっては、近隣市町村と連携したり、当町の保育所との調整を図ったり、対応を検討します。

平成31年度までの整備

町内の私立認可保育所(園)
4ヶ所で実施
※平成27～28年度のみ
公立保育所 1ヶ所でも実施

病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

主な確保の方策

○ニーズ調査結果からも需要がみられることから、現在ある保育所や近隣市町村と協議を図り、ニーズに対応できるよう事業実施に向けて検討します。

平成31年度までの整備

町内では未実施事業

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

主な確保の方策

○各小学校の利用者状況に対応し、量の拡充と質の向上を図っていきます。
また、開所時間の延長等も検討してまいります。
○鶴田小学校については、現在実施している町公民館も含め、子どもたちが利用しやすい場所の確保に努めます。

平成31年度までの整備

町内の全小学校と
公民館を
利用して実施

ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

主な確保の方策

○ニーズ調査結果から利用を希望する声があり、一時預かりなどのサービスの代替サービスとなることから、今後の需要の状況に応じて対応を検討します。

平成31年度までの整備

町内では未実施事業

妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

主な確保の方策

○現在、妊娠届出をした妊婦のほぼ全員の方が定期的に妊婦健康診査を受診しています。母体と赤ちゃんの健康を守り、安心してお産を迎えられるよう事業の継続と受診勧奨に努めます。

平成31年度までの整備

妊婦のほぼ
全員の方に実施

教育・保育事業

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型(潜在)別児童数に各事業の予測利用率(希望率を精査した率)を乗じて算出しています。

■就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み

		町内に居住する児童		
		1号(人)	2号(人)	3号(人)
平成27年度	必要利用者数(①)	26	223	192
	提供体制(②)	施設型給付	26	192
		地域型保育給付		0
		認可外(地方単独)	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	
	②-①	0	0	0
平成28年度	必要利用者数(①)	26	223	190
	提供体制(②)	施設型給付	26	190
		地域型保育給付		0
		認可外(地方単独)	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	
	②-①	0	0	0
平成29年度	必要利用者数(①)	25	219	186
	提供体制(②)	施設型給付	25	186
		地域型保育給付		0
		認可外(地方単独)	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	
	②-①	0	0	0
平成30年度	必要利用者数(①)	24	210	179
	提供体制(②)	施設型給付	24	179
		地域型保育給付		0
		認可外(地方単独)	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	
	②-①	0	0	0
平成31年度	必要利用者数(①)	24	206	174
	提供体制(②)	施設型給付	24	174
		地域型保育給付		0
		認可外(地方単独)	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	
	②-①	0	0	0

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育